

J R 東海労働関西地「申」第 2 4 号
2 0 1 7 年 3 月 3 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「制服刷新に伴う夏季制服の洗濯」に関する申し入れ

会社は、会社発足 30 周年に伴う取り組みの一環とする「接客制服の刷新」として今年 6 月 1 日より乗務員、駅員の夏季制服の上着をなくす等、大幅な変更を予定している。

具体的には、「白地の織り柄ストライプのシャツ」と「ベスト」を新設使用としている。これまでは、特に乗務員の白地の夏季制服の洗濯については会社が負担してきたが、洗濯回数を制限したり洗濯の仕上がり時期の問題の課題が残っている。

今回の制服刷新にあたり、特に白地のシャツは上着がなくなり涼しくなる効果が期待されるものの、逆に汚れやすく、汚れが目立つこととなる。

仕事で汗をかいた汚れたシャツやしわが目立つ制服では、会社がいう「信頼感のある洗練されたサービスを提供する姿勢」が保たれない恐れがある。また、仮に社員が自己負担の洗濯をするために持ち帰ることについても、制服管理の上で問題がある。よって、夏服の制服の洗濯については、会社が全て負担し、責任を持って管理することとされたい。

よって、以下のように申し入れるので、具体的に現場で対応されるよう申し入れる。

記

1. 夏季制服についての洗濯は、全て会社が負担とすること。
2. 洗濯については、回数などの制限をしないこと。
3. 洗濯の仕上がり時期については、素早い仕上がりを施すようにすること。
4. 洗濯の仕上がりは、アイロンをかけた仕上がりとする。
5. 夏季制服については、貸与枚数を 6 着から 8 着に増やすこと。
6. これまで駅の社員については、夏制服の洗濯は自己負担で持ち帰らせていたが、被服類の管理上問題があると考え。会社の見解を明らかにすること。
7. 夏季制服の洗濯について、会社が責任を負わない場合は、各職場の休養室内浴室スペースに洗濯機・乾燥機を増設備すること。

以 上